

女川町 1

事業名	女川町太陽光発電システム等設置補助金
事業主体	女川町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	クリーンエネルギーの普及促進による地球温暖化対策の推進を図るため、太陽光発電システム及び蓄電システムの設置を補助するもの。
補助対象要件	【補助対象者】 市町村民税等を滞納していない者で、個人にあっては、町内に住所を有し、自らが居住する町内の住宅（店舗、事務所と兼用している場合は、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。）に補助対象となる発電システム及び蓄電システムを設置した個人、又は自らが居住する町内の対象システム付き住宅を新築した個人。事業者にあっては、自らが所有し、又は貸借契約により使用する町内の事業所に設置する事業者。 【補助対象となる発電システム】 ①住宅及び事業所の屋根等への設置に適した太陽電池による対象システムであること。 ②太陽電池の最大出力の合計値が1キロワット以上であること。 ③メーカー等による太陽光発電システムの設置後のメンテナンス体制が用意されていること。 ④未使用のものであること。 【補助対象となる蓄電システム】 ①太陽光発電システムと接続しているもの。 ②電力会社に連携できること。 ③未使用のものであること。
補助金額等	【補助金額】※1,000円未満切捨て （個人）太陽電池の最大出力1キロワット当たり35,000円（上限175,000円） （事業者）太陽電池の最大出力1キロワット当たり35,000円（上限500,000円） （個人）蓄電システムの容量1キロワットアワー当たり35,000円（上限175,000円） （事業者）蓄電システムの容量1キロワットアワー当たり35,000円（上限500,000円）
補助申請期間	通年
その他	
ホームページ	https://www.town.onagawa.miyagi.jp/05_05_00_04.html
お問合せ先	町民生活課 環境係 0225-54-3131

女川町 2

事業名	女川町住宅用高効率給湯器設置補助金
事業主体	女川町

対象者	☒ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)	☐ 事業者
対象工事	☒ 新築(建設)	☒ 改修・増築	☒ 購入
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☒ 環境対策
	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け
			☐ その他

概要	省エネルギー対策を促進し、地球温暖化防止を図るため、住宅用高効率給湯器の設置を補助するもの。
補助対象要件	市町村民税等を滞納していない者で、町内に住所を有し、自らが居住する町内の住宅（店舗、事務所等と兼用している場合は住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。）に補助対象給湯器を設置した個人、又は自ら居住する町内の補助対象給湯器付き住宅を新築した個人。 【補助対象給湯器】 ①：潜熱回収型給湯器（エコジョーズ、エコフィール） ②：ガスエンジン給湯器（エコウィル） ③：CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート） ④：①と③の機能を併せた複合型給湯器（エコワン）
補助金額等	【補助金額】※1,000円未満切捨て 購入及び設置に係る費用の1/3に相当する額（上限50,000円）
補助申請期間	通年
その他	
ホームページ	https://www.town.onagawa.miyagi.jp/05_05_00_04.html
お問合せ先	町民生活課 環境係 0225-54-3131

女川町 3

事業名	女川町定住促進事業補助金
事業主体	女川町

対象者	☒ 個人(持ち家)			☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☒ 新築(建設)			☒ 改修・増築		☒ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	人口減少の抑制や定住化の促進を図るため、町内に新築・中古住宅を取得（土地を含む）または、既存住宅の建替えを行う方に補助金を交付するもの。また、県外からの移住者への引っ越し費用や中古住宅を取得し改修をした方へも補助金を交付するもの。
補助対象要件	【対象要件】 （１）平成23年４月１日以降に、定住の意思をもって女川町に新築・中古住宅（土地を含む）を取得、または建替えにより新たに住宅を取得した方 （町内に住所がある東日本大震災の被災者については、平成23年３月12日以降に取得した方） （２）補助金交付後、10年以上継続して補助対象住宅に居住する方 （３）補助金申請年度の過去５年度分において住民税等の滞納がない方（世帯全員） （４）女川町暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等でない方 ※店舗や事務所などとの併用住宅も補助の対象
補助金額等	①新築住宅補助（新たに土地を購入し住宅を新築（購入）した場合）・・・300万円 ②新築住宅補助（住宅のみ新築（購入）した場合）・・・225万円 ③新築住宅補助（住宅を建替え（新築）した場合）・・・225万円 ④中古住宅補助（中古住宅（土地含む）を取得した場合）・・・150万円 ⑤中古住宅改修補助（取得し中古住宅を改修した場合）・・・改修費用の1/2（上限50万円） ※空き家バンク活用促進奨励金（改修奨励金）の交付を受けている場合は上限が25万円になります。 ⑥引っ越し費用補助（宮城県外から引っ越しした場合）・・・上限15万円
補助申請期間	通年（令和１１年３月３１日まで）
その他	
ホームページ	https://www.town.onagawa.miyagi.jp/11_32.html
お問合せ先	地域イノベーション推進課 ０２２５－５４－３１３１

事業名	女川町造成宅地擁壁整備工事補助金						
事業主体	女川町						

対象者	☒ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者			
対象工事	☒ 新築(建設)	☐ 改修・増築		☒ 購入			
カテゴリー	☒ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☒ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	東日本大震災からの復興事業による造成宅地（防集団地等）において、住宅再建等を行う場合、宅地内の高低差対策や土砂の流出を防ぐために居住者が行う擁壁整備工事に係る経費に対し、住宅再建等の負担の軽減を図るため、補助金を交付するもの。						
補助対象要件	【対象要件】 （１）東日本大震災からの復興事業による町内造成宅地（防集団地等）で住宅建築を行う方 （２）再建住宅に居住する方 または 居住する方のために住宅を建築した親族の方 （３）居住する宅地に擁壁整備工事を行う方 （４）市区町村税に滞納がない方 （５）次のいずれかの工事を実施した方 ① L 型擁壁工事 ② 重力式擁壁工事 ③ 土留めの機能を有する階段、スロープの工事 ④ その他国土交通大臣認定擁壁等での工事						
補助金額等	補助対象工事費の 2 分の 1 相当額 上限 1 0 0 万円（千円未満切り捨て）						
補助申請期間	通年（令和 9 年 3 月 3 1 日まで）						
その他							
ホームページ	https://www.town.onagawa.miyagi.jp/youheki.html						
お問合せ先	地域イノベーション推進課 0 2 2 5 - 5 4 - 3 1 3 1						

事業名	空き家バンク活用促進奨励金						
事業主体	女川町						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	女川町が実施する空き家等活用情報提供事業（空き家バンク）の登録や活用を促進するため、空き家バンクを通じてマッチングした方や、登録している空き家を改修する方に対し、奨励金を交付するもの。 【契約奨励金】 登録した空き家がマッチング（売買や賃貸契約の成立）したとき、その空き家の所有者の方に対し交付される奨励金。 【改修等奨励金】 空き家バンクに登録してから1年以上が経過した建物に対し、マッチングを希望して改修や設備の設置・交換を行った場合、その空き家の所有者の方に対し交付される奨励金。
補助対象要件	【共通する要件】 （１）市区町村民税の滞納がないこと （２）女川町暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等でないこと 【契約奨励金の要件】 契約が次の(1)～(4)に該当する契約でないこと （１）交付対象者の3親等以内の親族との契約 （２）宅地建物取引業を営む者との契約 （３）契約の相手方が入居する予定のない契約 （４）1年以内の期間を定めて賃貸する契約 【改修等奨励金の要件】 （１）改修等の完了日から起算して2年以上、空き家バンクに登録する意思を有すること。 （２）他の公共事業による助成金等を受けていないこと。
補助金額等	【契約奨励金】 ※ 1つの空き家につき1回を限度 空き家1件あたり5万円 【改修等奨励金】 ※ 1つの空き家につき1回を限度 次の改修等に要した費用の2分の1（上限50万円） 台所、浴室、トイレ、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修 建物に付属する設備の設置または交換
補助申請期間	通年（令和11年３月３１日まで）

その他	
ホームページ	https://www.town.onagawa.miyagi.jp/akiya_bank_shien.html
お問合せ先	地域イノベーション推進課 0225-54-3131